

給水装置工事について

【1】給水装置工事申込みについて

お客さまが本市の配水管から分岐し、宅地内に給水装置を設置する工事を給水装置工事といいます。

この給水装置工事の申込みについては、給水条件に基づき給水装置工事申込者（施主等）が指定給水装置工事事業者に依頼し、あらかじめ市の設計審査を受け、承認を得てから工事を行うものとしています。なお、設計審査基準は、「給水装置工事施行指針」等に定められています。

【2】水道事業給水条例とは

水道法第14条の規定により、料金及び給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について、必要な事項を定めている条例です。

この給水条例において、給水装置工事が位置づけされています。

【3】建築工事や造成工事の際の申込・事前協議

(1)手続きについて

給水装置の新設・改造・増設・撤去の工事を行う場合は、給水装置の構造及び材質基準に適合し、本市指定給水装置工事事業者が施行しなければなりません。

なお、給水装置工事を行う際には、本市水道事業給水条例第12条の規定により、必ず上下水道局へ申込みが必要です。

(2)申込・事前協議が必要な場合

申 込：給水装置の新設・改造・増設・撤去を行う場合など。

事前協議：4階建て以上の建物に対し、直結式で給水を行う場合や、口径75mmの直結給水方式をする場合、また、水道直結式スプリンクラー設備を設ける場合。

【4】その他

上下水道局では、①直結給水の範囲拡大、②鉛管解消実施計画に基づく鉛管取替事業、③鉛給水管取替工事助成金交付制度等を実施しています。また、マンション等に設置している小規模貯水槽水道の衛生管理指導を行っています。

以上、詳しくは、下記までご相談ください。また、ホームページの中、事業者向けに詳しく説明していますので、ご参考ください。

問い合わせ先

豊中市 上下水道局 お客さまセンター

給排水サービス課 管理係

TEL.06-6858-2961

上下水道局庁舎（北桜塚4丁目11番18号） FAX.06-6858-0447